

別掲2

境町「地域の教育支援体制等構築事業」コーディネーター・学習支援員選任基準
さかいっ子未来塾（放課後・土曜学習・日本語）

（平成28年6月1日境町教育委員会教育長決裁）

（趣旨）

第1条 この基準は、境町「地域の教育支援体制等構築事業」における、コーディネーター、学習支援員に適切な者を選任することを目的とする。

（コーディネーター）

第2条 コーディネーターは、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱するものとする。

- （1） 人格高潔で教育に関する識見を持つ者
- （2） 人格高潔で町の教育行政に関する識見を持ち、かつ地域の実情に通じていると認める者
- （3） 本事業の趣旨に賛同し、地域の子どもたちの健全育成に情熱を持つ者
- （4） その他教育長が適格と認める者

（学習支援員）

第3条 学習支援員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱するものとする。

- （1） 本事業の趣旨に賛同し、地域の子どもたちの健全育成に情熱を持つ者
- （2） その他教育長が適格と認める者

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。
この基準は、平成31年4月1日から施行する。